

中小企業会計割引制度の変更について

当協会では、平成 25 年 4 月 1 日より「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に準拠して計算書類を作成している中小企業者の信用保証料を、次のとおり割引します。

なお、これに伴い、これまで実施してきた「中小企業の会計に関する指針」による割引は、平成 25 年 3 月末をもって終了します。

1. 会計処理に関する信用保証料率の割引概要

次の①又は②に該当している場合は、0.1%の割引を行いますので、該当している方は信用保証委託申込書の会計処理欄の「中小企業会計に準拠」に○をして、お申込みください。

①「基本要領」に基づく割引

【割引対象】

責任共有保証料率が適用される保証（特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く）について、当該中小企業者から、財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が基本要領のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す「確認書類」の提出を受けた場合。

【取扱期間】

平成 25 年 4 月 1 日保証申込受付分から平成 28 年 3 月 31 日保証申込受付分までとします。

【確認書類等】*書式ダウンロード

全国信用保証協会連合会及び日税連作成の「基本要領」の適用に関するチェックリスト等
基本要領に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書

*「チェックリスト」及び「確認・同意書」の提出をお願いします。

②会計参与設置会社に対する保証料率の割引の概要（現行と変更ありません）

一括支払契約保証を除く保証について、当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合。